

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和6年1月11日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和6年第1号
- 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和6年1月11日
- 支給対象犯罪行為の範囲
 - 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成14年5月頃から平成24年1月頃までの間
 - 支給対象犯罪行為の内容
浅川和彦らが、A I J投資顧問株式会社（以下「A I J」という。）等が実質的に運用する「A I Mグローバルファンド」に関する虚偽の運用実績又は虚偽の一口当たり純資産額等を記載した資料を示し、又は、同ファンドを購入した顧客へ真正な運用実績や真正な一口当たり純資産額を報告する意思がないのに、その情を秘して、同ファンドの購入を勧誘するなどし、被害者をして、同ファンドがそのとおりの運用実績又は純資産額を有するもの、又は、浅川らが真正な運用実績や一口当たり純資産額を報告するものと誤信させて同ファンドの買い付けを決定させ、アイティーエム証券株式会社（以下「I T M」という。）名義の預金口座に買付代金（手数料・消費税込み）を入金させるなどした行為
- 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - 主な犯罪行為者の氏名
浅川 和彦、高橋 成子、西村 秀昭
 - 主な犯行手口
 - I T Mが営業窓口になり、顧客に対し、A I Jが実質的に運用する「A I Mグローバルファンド」の購入を勧誘。
 - I T M営業担当員らは、同ファンド購入の勧誘に際し、前記「A I Mグローバルファンド」の運用実績や一口当たり純資産額について虚偽の資料を示したり、購入後も、顧客に対し、虚偽の運用実績や一口当たり純資産額を報告するなどしていた

もの。

○ 前記「A I Mグローバルファンド」は、以下の14のサブファンドで構成され、顧客は、そのうちのいずれか1つ又は複数を購入。

- ・ A I Mグローバル・サブファンドNo. 1
- ・ A I Mミレニアム・ファンド
- ・ クレスト・ファンド
- ・ A I Mグロース・ファンド
- ・ アクシア・ファンド
- ・ アクシアーⅡ・ファンド
- ・ アクシアーⅢ・ファンド
- ・ ミレニアムⅡ・ファンド
- ・ ミレニアムⅢ・ファンド
- ・ ミレニアムⅢ(a)・ファンド
- ・ ミレニアムⅢ(b)・ファンド
- ・ ミレニアムⅢ(c)・ファンド
- ・ ミレニアム・ストラテジー・No. 1・ファンド
- ・ ミレニアム・ストラテジー・ファンド

(3) 前記「A I Mグローバルファンド」の買付代金の入金口座（検察官が既に把握しているもの）

*以下の口座は、いずれも I T M名義である。

- ・ 株式会社三井住友銀行京橋支店 普通預金 7850411
- ・ 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部 普通預金 1776657
- ・ 日本トラスティサービス信託銀行株式会社 当座預金 1000300
- ・ 株式会社三菱東京U F J 銀行人形町支店 普通預金 3439223

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金5億9891万2741円（令和5年12月12日現在）

6 支給申請期間 令和6年1月11日から令和6年2月29日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価格の追徴の裁判に関する事項

- (1) 被告人の氏名 ①浅川 和彦 ②高橋 成子 ③西村 秀昭
- (2) 裁判所名 東京地方裁判所
- (3) 裁判年月日 平成25年12月18日
- (4) 確定年月日 平成28年4月19日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

浅川和彦、高橋成子、西村秀昭は共謀の上、平成21年2月頃から平成24年1月頃までの間、真実は、A I Jが実質的に運用するA I Mグローバルファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、その情を秘し、あたかも同ファンドの運用実績は好調であり一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績及び一口当

たり純資産額等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに示しつつ同ファンドの買付けを勧誘するなどし、27回にわたり、合計248億1900万5594円を、同ファンドの買付代金（手数料・消費税込み）として、I T M名義の預金口座に入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

（罪 名）
詐 欺

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903

東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁 総務部 犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号 03-3592-5611（代表）内線4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。